

二二二

関東労働同盟會大會提出議案

提案者 日本縫工組合婦人部

一 男女同賃労働に對する同一賃銀要求の件

理由 第一賃銀の本質に據る、賃銀は労働に對する報酬である。同一労働によりて同等の結果を生ずるを以て其処に男女の差別を付ける現在の賃銀制度の不備と予後は反對せるものである。

二 由來男子は一家の生活費を負擔し、女子は只補助的役置に止るべしとの理由で賃銀の差別を設けられていたが資本主義の發達により女子の家庭經濟に於ける役置も重大となりて其を生活費の負擔に今や男女の間に平等に負はるべき現狀である生活若し男女平等に負擔せしむれば、女の抱く労働の不平等は自然として傳統的性の差別に異なりしものと見らるべし。

三 完全なる労働交渉促進運動に關する件 日本縫工組合提案

理由 政府は今日に及ぶも労働組合法を制定して居ないが労働者は完全なる労働組合法を制定せしめねばならぬ。実行性 労働者を伏命して組合法を起草し政府に運動せしむこと。